

株式交換に係る事前開示書面

(会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2021 年 6 月 7 日

株式会社アマナ

2021年6月7日

株式交換に係る事前開示事項

東京都品川区東品川二丁目2番43号

株式会社アマナ

代表取締役 進 藤 博 信

当社は、2021年6月30日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ニーズプラス（2021年6月30日付で「株式会社ニーズ」に商号変更予定。以下「ニーズプラス」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1をご参照ください。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2をご参照ください。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社について次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社について次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第4号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

該当事項はありません。

別紙 1 (株式交換契約書)

株式交換契約書

株式会社アマナ（以下「甲」という。）と株式会社ニーズプラス（以下「乙」という。）とは、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行うため、次のとおり契約を締結する。

（株式交換）

第1条 甲及び乙は、本件株式交換により、乙（商号：株式会社ニーズプラス、住所：東京都品川区東品川二丁目2番43号）の発行済株式の全部を甲（商号：株式会社アマナ、住所：東京都品川区東品川二丁目2番43号）に取得させる。

（株式交換に際して交付する株式）

第2条 甲は、本件株式交換に際して、乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭等として、本件株式交換が効力を発生する日（以下「効力発生日」という。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）が保有する乙の株式数の合計数に2,050を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

（株式の割当て）

第3条 前条に定める対価の割当てについては、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式数に2,050を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。

（甲の資本金及び準備金の額）

第4条 本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

（効力発生日）

第5条 効力発生日は、2021年6月30日とする。ただし、乙が作成した2021年5月24日付新設分割計画書に基づく会社分割の効力が生じることを条件とし、当該条件が成就しない限り、本件株式交換の効力は生じない。

2 前項にかかわらず、本件株式交換の手の続の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（株式交換承認株主総会）

第6条 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、会社法第795条第1項の定める株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項

の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を得るものとする。

2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会を招集し、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議して合意の上実行する。

(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、①第5条第1項に定める乙の会社分割の効力が生じなかったとき、②甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第3項に定める通知がなされた場合で、効力発生日の前日までに第6条第1項に定める株主総会の承認が得られなかったとき、③乙において、効力発生日の前日までに第6条第2項に定める株主総会の承認が得られなかったとき、④法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は⑤前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本件株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年5月24日

甲 東京都品川区東品川二丁目2番43号
株式会社アマナ
代表取締役 進 藤 博 信



乙 東京都品川区東品川二丁目2番43号
株式会社ニーズプラス
代表取締役 永 山 輪 美



別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め
の相当性に関して、以下のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ニーズプラス (株式交換完全子会社)
①株式交換比率	1	2,050
②本株式交換により交付する 株式数	当社普通株式：123,000株	

(注1) 株式の割当比率：ニーズプラスの普通株式1株に対して、当社の株式2,050株を割当て交付いた
します。なお、当社が保有する自己株式を交付する予定です。

(注2) 株式交換比率の算定上、端数が生じたため、小数点以下を切り上げて算定いたしました。

2. 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びニーズプラスは、当社及びニーズプラスの財務の状況、資産の状況、財務予測等の将来
の見通しを踏まえて、当社及びニーズプラスで慎重に協議を重ねた結果、「3. 算定に関する事項」
記載のとおり算定された株式交換比率が、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至
り、当該株式交換比率で合意いたしました。なお、当該株式交換比率については、算定の基礎とな
る諸条件について重大な変動が生じた場合、当社及びニーズプラスが協議し合意のうえ、これを改
変することがあります。また、「3. 算定に関する事項」記載のとおり、ニーズプラスの株式につい
ては将来の財務数値予測を計算の基礎とする必要はなく、簿価純資産法のみを採用することとした
ため、独立した第三者算定機関から、株式交換比率に係る算定書の取得は不要と判断し、当該算定
書の取得はしておりません。

3. 算定に関する事項

当社は、当社の株式について、東京証券取引所に上場し、市場株価が存在しており、当該市場株
価形成に関して特段の異常性が認められないことから、当社における取締役会開催直前の営業日で
ある2021年5月21日の終値(610円)を採用することといたしました。そして、非上場会社である
ニーズプラスの株式については、ニーズプラスの全事業を会社分割(新設分割)し、当社の連結子
会社として新たに設立する株式会社ニーズプラス(以下「新設会社」といいます。)に当該全事業を
承継させた(以下「本新設分割」といいます。)後のニーズプラスの資産構成が主に現預金であり簿
価と時価に乖離がないと想定されることから、本新設分割後のニーズプラスの純資産額を計算の基
礎として、簿価純資産法を採用して価値の算定を行いました。また、ニーズプラスの株式価値算定
にあたり、当社は、ニーズプラスが、本新設分割により、新設会社に全事業を譲渡する予定であり、
ディスカунテッド・キャッシュフロー法等の将来の財務数値予測を計算の基礎とするその他の価
値算定方法は適していないと考えております。当社及びニーズプラスは、これらの算定結果を参考
に、協議のうえ、株式交換比率を決定いたしました。

なお、株式交換比率算定の前提として、本株式交換の前後で当社及びニーズプラスが大幅な増減
益となることや、資産及び負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどは見込んで
おりません。

上記各方式において算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の評価範囲
は以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	ニーズプラス	
2021年5月21日の終値	簿価純資産法	1 : 2,050

4. 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

5. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。以下の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

- (1) 増加する資本金の額 0 円
- (2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第 39 条に従い、当社が別途定める額
- (3) 増加する利益準備金の額 0 円

別紙 3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 17 期

事業報告書

自 2020 年 1 月 1 日
至 2020 年 12 月 31 日

株式会社ニーズプラス

第17期 事業報告

(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、段階的な経済活動の再開による持ち直しの動きが見られたものの、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

そのような環境下、当社においても緊急事態宣言が発令された第2四半期において、売上高は対前年同期比95百万円減(37%減)となり、徐々に経済活動が再開傾向となったものの当期の売上高は対前年比149百万円減(14%減)となりました。また、社会的な自粛活動に伴い活動費が減る一方、親会社である株式会社アマナからの業務委託料の見直しがあり、固定費は対前年比21百万円増(12%増)となりました。一方でコロナ特別措置の各種給付金の受給を受け、結果、102百万円の当期純利益を計上いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位:千円)

区分	第14期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第15期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	第16期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	第17期 (当事業年度) 2020年12月期
売上高	804,454	895,201	1,063,459	914,307
経常利益	113,424	137,031	180,873	155,625
当期純利益	75,681	90,245	119,221	102,713
1株当たり当期純利益	378.405	451.225	596.105	513.565
総資産	326,930	417,307	574,658	600,835
純資産	172,807	263,053	382,274	445,824

(3) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

当社の親会社は、株式会社アマナで、同社は当社の140株(議決権比率70.00%)を保有しております。

(4) 主要な事業内容(2020年12月31日現在)

モデルキャスティング事業

(5) 使用人の状況(2020年12月31日現在)

使用人の状況	前事業年度末比増減
14名	3名減

(注) 上記は、正規使用人の状況であります。

2. 会社の状況

(1) 会社役員の状況

取締役および監査役の状況(2020年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役	永山 輪美	
取締役	深尾 義和	株式会社アマナ 取締役
取締役	下村 和功	株式会社アマナ 執行責任者
取締役	仲田 渉	株式会社アマナ 執行責任者
監査役	遠藤 恵子	株式会社アマナ 常勤監査役

第17期 計算書類

自 2020年 1月 1日

至 2020年 12月 31日

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社 ニーズプラス

貸借対照表

(2020年 12月 31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	595,774,946	流動負債	153,644,438
現金及び預金	369,268,197	買掛金	112,208,628
受取手形	32,231,456	未払金	11,740,015
売掛金	193,255,364	未払法人税等	21,714,600
仕掛品	1,433,094	未払消費税	5,921,553
前払費用	682,835	リース債務(流動)	911,088
貸倒引当金	△ 1,096,000	その他流動負債	1,148,554
固定資産	5,060,176	固定負債	1,366,632
有形固定資産	2,109,000	リース債務(固定)	1,366,632
有形リース資産	2,109,000		
無形固定資産	1,210,000	負債合計	155,011,070
ソフトウェア仮勘定	1,210,000	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,741,176	株主資本	445,824,052
繰延税金資産(固定)	1,741,176	資本金	10,000,000
		利益剰余金	435,824,052
		利益準備金	2,500,000
		その他利益剰余金	433,324,052
		繰越利益剰余金	433,324,052
資産合計	600,835,122	純資産の部合計	445,824,052
		負債及び純資産合計	600,835,122

損 益 計 算 書

(自 2020年1月1日 至2020年12月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	
【 売 上 高 】 キャッシング売上高		914,307,169
【 売 上 原 価 】 売 上 原 価		580,237,244
売 上 総 利 益		334,069,925
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】		205,027,043
営 業 利 益		129,042,882
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	3,900	
助 成 金 収 入	26,268,398	
そ の 他 営 業 外 収 益	310,305	
		26,582,603
経 常 利 益		155,625,485
税 引 前 当 期 純 利 益		155,625,485
法人税、住民税及び事業税	51,085,896	
法人税等調整額	1,826,292	52,912,188
当 期 純 利 益		102,713,297

株主資本等変動計算書
(自 2020年 1月 1日 至 2020年 12月31日)

(単位:円)

		株 主 資 本											
		資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計	
			資本準備金	その他の資本剰 余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他の利益剰余金						利益剰余金合計
							別途積立金	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高		10,000,000	-	-	-	2,500,000	-	369,774,755	372,274,755	-	382,274,755	-	382,274,755
当 期 変 動 額	新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△ 39,164,000	△ 39,164,000	-	△ 39,164,000	-	△ 39,164,000
	別途積立金積立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	当期純利益	-	-	-	-	-	-	102,713,297	102,713,297	-	102,713,297	-	102,713,297
	自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自己株式の買取	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	当期変動額計	-	-	-	-	-	-	63,549,297	63,549,297	-	63,549,297	-	63,549,297
当 期 末 残 高		10,000,000	-	-	-	2,500,000	-	433,324,052	435,824,052	-	445,824,052	-	445,824,052

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式

II 株式資本等変動計算書に関する注記

事業年度末日における発行済株式の数

株式の種類	前事業年度末の 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	200 株	一株	一株	200 株